

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年9月26日
【会社名】	株式会社ハウズドゥ
【英訳名】	HOUSE DO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 安藤 正弘
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 CFO 富田 数明
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
【縦覧に供する場所】	株式会社ハウズドゥ 東京本社 (東京都千代田区丸の内1丁目8番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長CEO安藤正弘及び専務取締役CFO富田数明は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算し、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

2019年6月期の期末監査及び内部統制評価手続において、監査法人より決算・財務報告プロセスに必要な資料の不足や集計数値の誤りに起因する複数の勘定科目の誤り等の指摘を受けました。これによる財務諸表監査に及ぼす影響はないものの、これら多くの修正仕訳を要する誤謬の発生は決算・財務報告プロセスの重要な不備の存在を示すものであり、適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な専門知識を有した社内の人材が不足していたこと、決算業務に関して社内のチェック体制が十分ではなかったことによります。

事業年度末日までに是正できなかった理由は、当社グループは事業拡大に合わせて、必要な人員を補充してまいりましたが、当該事業年度の末日までに、決算・財務報告プロセスにおいて、経理部門に必要なかつ十分な専門知識、経験を有した人材の配置が間に合わなかったものと認識しております。当社グループといたしましては、財務報告に係る内部統制の整備、運用の重要性を認識しており、当該不備の再発防止策として、以下の施策を実行し、不備を是正してまいります。

- (1) 決算・財務報告プロセスの整備、運用の見直し
- (2) 経理・決算業務に関する専門知識の習得や専門知識を有した人材の補充
- (3) 内部統制（モニタリング）機能の体制強化

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。